

【Q&A】

【“資格情報のお知らせ”に関する Q&A】

Q1. 資格情報のお知らせが配られましたが、何をすればよいですか。

Q2. 周りの人にはお知らせが来ているのに、自分だけ来ていない。

扶養追加した家族のお知らせが入っていない。

扶養を外した家族のお知らせが入っている。

Q3. 内容があっていることを確認したら、このお知らせは廃棄していいですか。

Q4. 誤ってお知らせを捨ててしまいました。再発行してもらえますか。

Q5. このお知らせはどのようなときに使えばよいですか。



【保険証廃止に関する Q&A】

Q1. マイナ保険証とは何ですか。マイナンバーカードとは別のものですか。

Q2. 現行の保険証はいつまで利用できますか。

Q3. 保険証が廃止になる令和 6 年 12 月 2 日以降は、マイナ保険証がないと、医療機関を受診できませんか。

Q4. 現行の保険証が利用できなくなる令和 7 年 12 月 1 日以降は、どうやって医療機関を受診したらよいですか。

Q5. 現行の保険証は回収されますか。

Q6. 事前に保険証利用登録をしなければ、医療機関でマイナンバーカードは利用できないのですか。

登録方法を教えてください。

Q7. マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録ができていないか確認できる方法がありますか。

Q8. 海外駐在中でマイナンバーカードがありませんが、どうすればよいですか。

Q9. マイナンバー制度に不安があるため、マイナ保険証をどうしても利用したくありません。

【“マイナ保険証”のメリット】はこちらをクリック

【“資格情報のお知らせ”に関する Q&A】

R6 年 9 月に配布した封書“資格情報のお知らせ”についての Q&A です。

資格情報のお知らせ：健康保険証廃止後に、マイナ保険証を安心してご利用いただくために、健康保険の資格情報と当組合が把握している個人番号(マイナンバー)の下 4 桁を記載した文書

Q1. 資格情報のお知らせが配られましたが、何をすればよいですか。

A. お知らせの内容をご確認いただき、ご自身の情報と合っているかご確認をお願いいたします。
情報が正しく掲載されている場合は、特にお手続きをすることはありません。
安心してマイナ保険証で医療機関等を受診ください。(→マイナ保険証とは:[こちら](#))

Q2. 周りの人にはお知らせが来ているのに、自分だけ来ていない。

扶養追加した家族のお知らせが入っていない。扶養を外した家族のお知らせが入っている。

A. 今回お配りしたお知らせは、「R6 年 8 月 20 日時点に加入している本人やご家族」を対象に発行しています。
8 月 20 日以降に入社・扶養追加された方へは、12 月以降に順次発行予定です。
また、8 月 20 日以降に扶養削除された方の分は、健康保険組合への返却は不要です。

Q3. 内容があっていることを確認したら、このお知らせは廃棄していいですか。

A. 「資格情報のお知らせ」は大切に保管願います。

医療機関にマイナ保険証の読み取り機械がない場合、機械で読み取りができない場合に、マイナ保険証に加え「資格情報のお知らせ」を提示すると資格確認をすることができます。
また、健康保険組合への届出や申請時に記号・番号を記入いただきますので、その際に確認する書類としてご利用ください。

Q4. 誤ってお知らせを捨ててしまいました。再発行してもらえますか。

A. 一回限りの発行のため、再発行できません。

マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる方は、マイナポータル上で資格情報を確認することができます。「資格情報のお知らせ」を無くされた方は、マイナポータルをご利用ください。

Q5. この「資格情報のお知らせ」はどのようなときに使えばよいですか。

A. 以下の用途でご利用ください。

- (1)健康保険組合への届出や申請時に必要な記号番号等の確認に利用できます。
- (2)令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する際、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示することで保険診療を受診することができます。

【保険証廃止に関する Q&A】

現行の保険証は、R6 年 12 月 2 日より廃止され、保険証の新規発行・再発行ができなくなります。
なお、発行済みの保険証は、1 年間(R7 年 12 月 1 日迄)使用ができます。



Q1. マイナ保険証とは何ですか。マイナンバーカードとは別のものですか。

A. 「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードに健康保険証を紐づけたものをいいます。
健康保険組合が新たに発行するものではありませんので、ご注意ください。
マイナンバーカードを取得後、保険証利用登録を行うと「マイナ保険証」として利用できます。
⇒保険証利用登録方法については「[Q6](#)」へ

Q2. 現行の保険証はいつまで利用できますか。

A. 令和 7 年 12 月 1 日までご利用可能です。
現行の保険証は、1 年間の猶予期間がありますが、マイナ保険証は既に利用開始しています。
ぜひマイナ保険証での受診をお願いいたします。

※R6 年 12 月 2 日以降に現行の保険証を紛失した場合、再発行はできません。マイナ保険証をご利用下さい。

Q3. 保険証が廃止になる令和 6 年 12 月 2 日以降は、マイナ保険証がないと、医療機関を受診できませんか。

A. 現行の保険証は、1 年間の猶予期間がありますので「令和 7 年 12 月 1 日迄」は受診が可能です。
廃止日以降に資格取得(入社や扶養認定等)した方で、マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付します。
なお、「資格確認書」は有効期限があるため更新が必要になります。また、従来 of 保険証のようなカード型ではないため、劣化することが予想されます。
なるべく、マイナ保険証をご準備いただくようお願いいたします。

Q4. 現行の保険証が利用できなくなる令和 7 年 12 月 2 日以降は、どうやって医療機関を受診したらよいですか。

A. マイナ保険証を保有している方は、マイナ保険証で受診をしてください。
また、その時点でマイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を健保より交付しますので、「資格確認書」で受診をしてください。

【マイナ保険証での受診方法】

厚生労働省 YouTube 【どうやって使うの?実践編】

⇒<https://www.youtube.com/watch?v=lChFsnpfEzM>

Q5. 現行の保険証は回収されますか。

A. 令和 7 年 12 月 1 日までに資格喪失(退職、扶養削除等)した方の保険証は回収いたします。
それ以降は資格の有無に関わらず、有効期限切れの扱いとなり、回収は行いません。

Q6. 事前に保険証利用登録をしなければ、医療機関でマイナンバーカードは利用できないのですか。
登録方法を教えてください。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要です。
ご自身のスマートフォンなどを使用した「マイナポータルアプリ」や「セブン銀行の ATM」、「医療機関のカードリーダー」から利用登録ができます。
医療機関ではカードリーダーにかざすと、保険証利用登録画面に遷移しますので、その場で簡単に登録が可能です。

【マイナンバーカードの利用登録方法について】

厚生労働省 YouTube 『どうやって申込むの？今すぐできる！簡単申込』編
⇒<https://www.youtube.com/watch?v=nczj0UYGUMc>

Q7. マイナンバーカードを持っているが、保険証利用登録ができているか確認できる方法がありますか。

A. マイナポータルアプリで確認ができます。
マイナポータルへログインし、「注目の情報」の「健康保険証等利用の申込状況を確認」から確認いただけます。
登録が完了している場合は、健康保険証としての登録状況に「登録完了」と表示されます。
※アプリのバージョン等によっては、画面遷移が異なる場合があります。

Q8. 海外駐在中でマイナンバーカードがありませんが、どうすればよいですか。

A. 海外在住者については、これまでマイナンバーカードを保有することができませんでしたが、R6 年 5 月 27 日より海外在住者についてもマイナンバーカードを保有できるようになりました。

マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を交付しますが、「資格確認書」は有効期限があるため更新が必要になります。また、従来の保険証のようなカード型ではないため、劣化することが予想されますので、マイナンバーカードを作成されることをお勧めいたします。

国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法(新規交付)

⇒<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

Q9. マイナンバー制度に不安があるため、マイナ保険証をどうしても利用したくありません。

A. マイナ保険証を保有していない場合、「資格確認書」を交付しますので、そちらを提示して医療機関を受診してください。(現行の保険証が有効な間は、保険証をお使いください)

ただし、マイナ保険証を保有していなくても、国民すべてにマイナンバーは割り当てられており、各自治体や健保組合の保有している情報は番号法に基づきオンライン上にデータ登録し、利用が始まっています。安心と便利を実感するために、一度使ってみてください。

※登録されているデータはマイナポータルで確認できます。

※行政機関のあいだでやりとりされた記録も、マイナポータルで確認いただけます。

※不正利用や情報漏洩、マイナンバー制度については、相談窓口がありますのでご活用ください。

・個人情報保護委員会マイナンバー苦情あっせん相談窓口 (03-6457-9585)

・デジタル庁 マイナンバーカード関連サービスの誤登録等の事案に関するご質問・ご不安にお答えします
⇒ <https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/related-services-issue>

・厚生労働省 持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性.pdf

⇒ 右の画像をクリック



【マイナ保険証のメリット】

① 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度が適用される

医療費が高額になったとき、マイナ保険証を提示していれば医療機関で限度額の情報を取得できるので、限度額適用認定証が不要になります。

② 健保組合が変わっても健康保険証として使える

就職や転職等で医療保険者が変わった場合でも、新しい医療保険者への加入手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関等にかかることができます。

③ 薬剤情報や特定健診情報などが閲覧できる

マイナポータルアプリで自分の薬剤情報や特定健診情報等※の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることができます。

また、医療機関等で薬剤情報等の提供に同意すると、おくすり手帳を見せなくても過去に処方されたお薬や特定健診などが見られるので、治療に役立てたり、投薬の重複を防ぐことができます。

④ 医療費通知情報を閲覧でき、確定申告(医療費控除)が簡単に

マイナポータルアプリで医療費通知情報を閲覧できるほか、医療費控除が自動入力されるので確定申告が簡単になります。

※薬剤情報は 2021 年 9 月診療分以降から 3 年分、特定健診情報は 2020 年度以降に実施したものから 5 年分(直近 5 回分)の情報が閲覧できるようになります。